

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
一時保護所職員に対して効果的な研修を行うための調査研究

## いじめについて

いじめのサイン・暴力的な関係が形成されやすい子ども集団の特徴や、いじめの4層構造等について理解することで、施設内での入所児童間でのいじめの予防や、いじめが発生した場合の対処が行えるようになることを目的とします。

# 目次

---

1.子ども同士のいじめ、暴力等の防止	2
2.いじめの定義	3
3.いじめの4層構造	4
4.いじめのサイン	5
5.暴力的な関係が形成されやすい子ども集団の特徴	6
6.現代のいじめの特徴	7
7.いじめに気づき、迅速に対応するための考え方の転換	8
8.いじめが起きた場合の基本的な対応の流れ	9
9.いじめが起きた場合の子ども、大人への対応	10
10.子ども間暴力が発生したときの対応フロー	11
11.暴力発生時点での対応	12

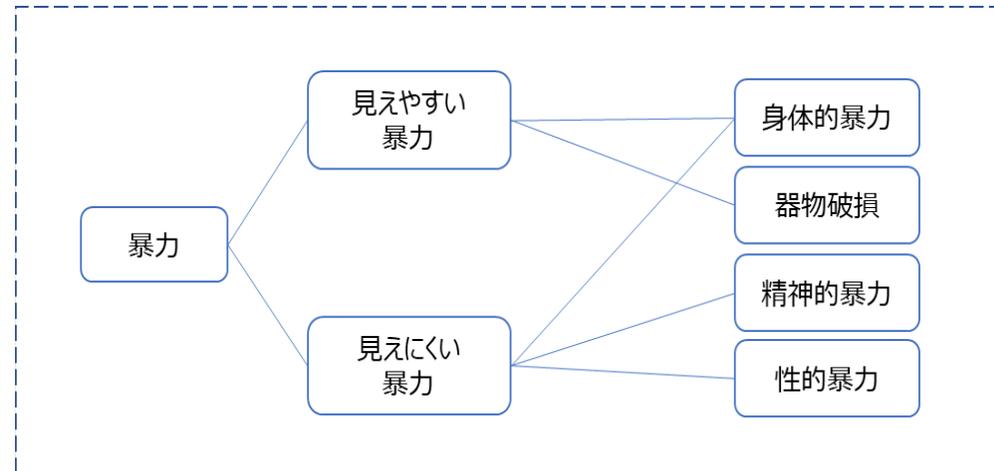
# 子ども同士のいじめ、暴力等の防止

## 子ども同士のいじめ・暴力等の防止

- 子ども同士で権利侵害がある場合には、あらかじめ**すぐに職員に相談することを伝え、意見箱など子どもが意思表示しやすい環境を整える**とともに、すぐに対応できる体制を確保します。
- 一時保護所に入所する子どもについては、その年齢も、また一時保護を要する背景もさまざまであることから、**子ども同士の暴力やいじめなど、子どもの健全な発達を阻害する事態の防止に日ごろから留意することが必要**です。

## 暴力の種類

身体的な暴力	殴る、蹴る、自分で殴るように他児が共生する、他の子どもに殴らせる、ずっと同じ姿勢で動くことを許さないなど
精神的な暴力	脅し、身体的側面への冷やかしの、人間の尊厳を踏みにじる暴言、無視（シカト）など
性的な暴力	「合意」「納得」のないまま性行為を強要するなど。「合意」「納得」を装って行われることもある
器物破損	施設設備などを壊す行為



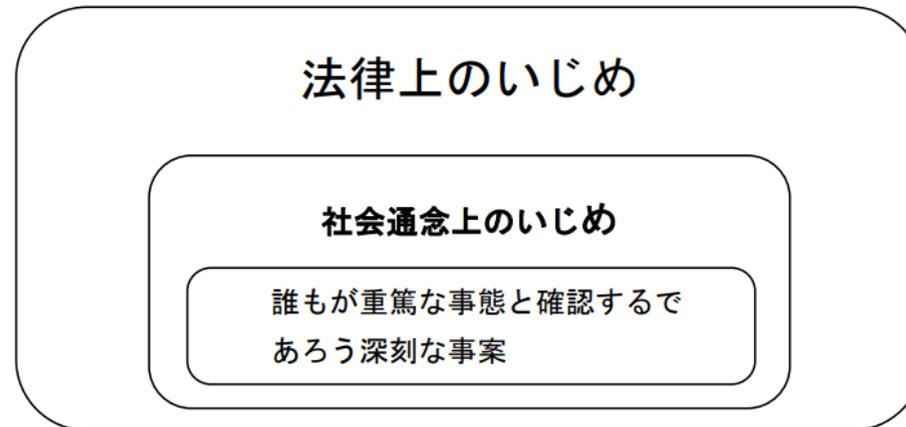
(出所) 浅井春夫 編著：子どもの暴力対応実践マニュアル：児童福祉施設・児童相談所・学校.建帛社. 2011 p10より引用

# いじめの定義

- この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等**当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）**であつて、**当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの**をいう。  
(いじめ防止対策推進法第2条)

## ■ 法律上の「いじめ」の範囲のイメージ

- **対象となった児童生徒が苦痛を感じれば、法律上のいじめ**に該当します。
- 本人が心身の苦痛を感じていることを認めない場合や、自ら判断・説明ができない場合、本人が加害行為の存在を知らない場合なども、いじめの可能性のあるものとして慎重に対応することが大切です

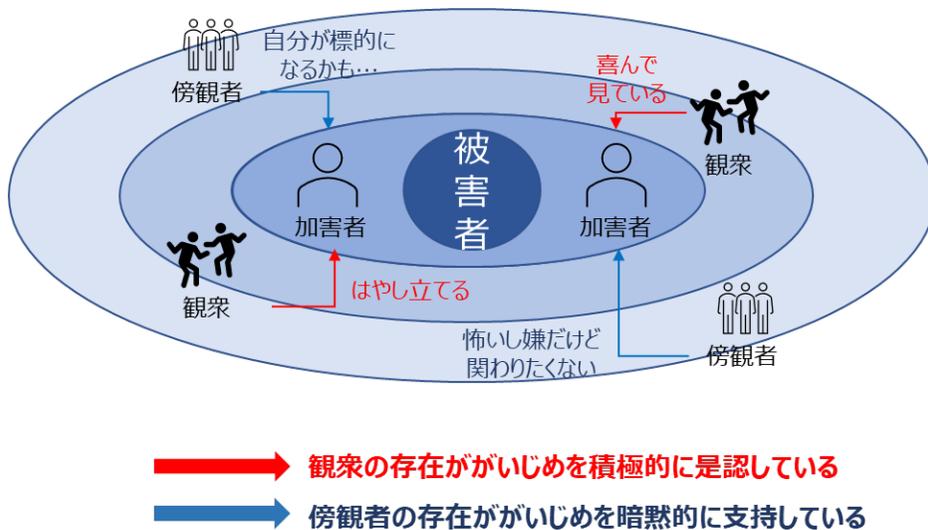


(参考) 平成31年3月 埼玉県教育委員会：「I's 2019 ～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～」, p10

# いじめの4層構造

## いじめの4層構造

- 森田（1986）によれば、いじめは「加害者」、「観衆（はやし立てたり、面白がって見たりする）」、「傍観者（見て見ぬふりをする）」、「被害者」の4層構造となっており、いじめの持続・拡大には、「観衆」と「傍観者」が大きく影響していると指摘しています。



## いじめの発生拡大の要因は子どもの間の4層構造のみに帰すか

- いじめの4層構想に照らすと、**児童指導員等も意図せず「傍観者」又は「観衆」となってしまう、いじめを助長してしまう可能性も否定できません。**
- 例えば極論かもしれませんが、被害者が加害者に暴力を受け、それに対して抵抗している場面をとらえて「じゃれあっている、ふざけあっている」と認識し、放っておいた場合は期せずして職員は「傍観者」となり、いじめを暗黙的に支持する結果となり得ます。
- また同様に、「じゃれあっている、ふざけあっている」と認識し、子どもたちに対して「ほどほどにしておきなさいよ、ケガしないようにしなさいよ、顔はだめよ」と軽く声掛けをした場合は「観衆」となってしまう、いじめを積極的に是認する結果になり得ます。
- さらに、**特定の子どもに対する指導の中で、職員による否定的発言が目立つ場合は、その職員自身がいじめのきっかけを加害者に与える、もしくは加害者にとってのいじめの動機を正当化する結果に繋がり得ることが考えられます。**
- 以上を踏まえ、**職員の振る舞いがいじめの発生・拡大の原因ともなり得ることを注意する必要があります。**

# いじめのサイン

- 文部科学省のウェブページ「いじめへの対応のヒント」（2003年10月東京学校臨床心理研究会運営委員作成）を参照すると、いじめのサインとして次のようなものが掲げられているのでご紹介します。
- 行動観察の際に、いじめの予防・早期発見のためにも、以下のような点について留意されるとよいでしょう。

## いじめのサイン

（参考資料 都教育委員会「いじめ防止のための手引き」狛江市人権尊重推進委員会）

- ①表情や態度：沈んだ表情。口をききたがらない。わざとはしゃぐ。ぼんやりした状態にいる。視線を合わせるのを嫌う等。
- ②服装：シャツやズボンが破れている。ボタンがとれている。服に靴のあとがついている等。
- ③身体：顔や身体に傷やあざが出来ている。マジックで身体へのいたずら書き。登校時に身体の不調を訴える。顔がむくんでいたり青白い等。
- ④行動：ぽつんと一人でいることが多い。急に学習意欲が低下。忘れ物が多くなる。特定のグループと行動するようになる。使い走りさせられる。プロレスの技を仕掛けられる等。
- ⑤持ち物：持ち物がしばしば隠される。持ち物に落書きされる。必要以上のお金を持っている等。
- ⑥周囲の様子：人格を無視したあだ名を付けられる。よくからかわれたり無視されたりする。発言に爆笑が起きる等。

## 暴力的な関係が形成されやすい子ども集団の特徴

- 暴力的な関係が形成されやすい子ども集団の特徴としては次のようなものがあります。

- ① 特定の子どもがよくからかわれている
- ② 子ども集団の輪の中に入れない子どもがいる
- ③ 「パシリ」になる子が決まっている
- ④ 中心的な子ども（暴力傾向のある場合が多い）の視線を常に気にしている子ども集団の状況や雰囲気がある
- ⑤ 威圧的な態度や雰囲気を醸し出す子どもがいる
- ⑥ 作業などをサボっていても平気でいて、ほかの子どもに自分の分もやらせようとする子どもがいる。それをまったく注意できない雰囲気がある
- ⑦ 暴力とは言いにくいですが、プロレスごっこなど圧力をかける身体的な接触を多く行う子どもがいる
- ⑧ 「死ね」「くさい」「きたない」「おまえなんか消えろ」などの言語による威圧・他者否定が日常的に飛び交っている
- ⑨ 職員の悪口・陰口を頻繁に言い、「あいつ（職員）の言うことなんか、聞くんじゃねえ」などと言って回る
- ⑩ 話し合いなどで、特定の子どもが言えば、ほかの子どもはすべて従う雰囲気と実態がある

（出所）浅井春夫 編著：子どもの暴力対応実践マニュアル：児童福祉施設・児童相談所・学校、建帛社、2011 pp10-11より引用

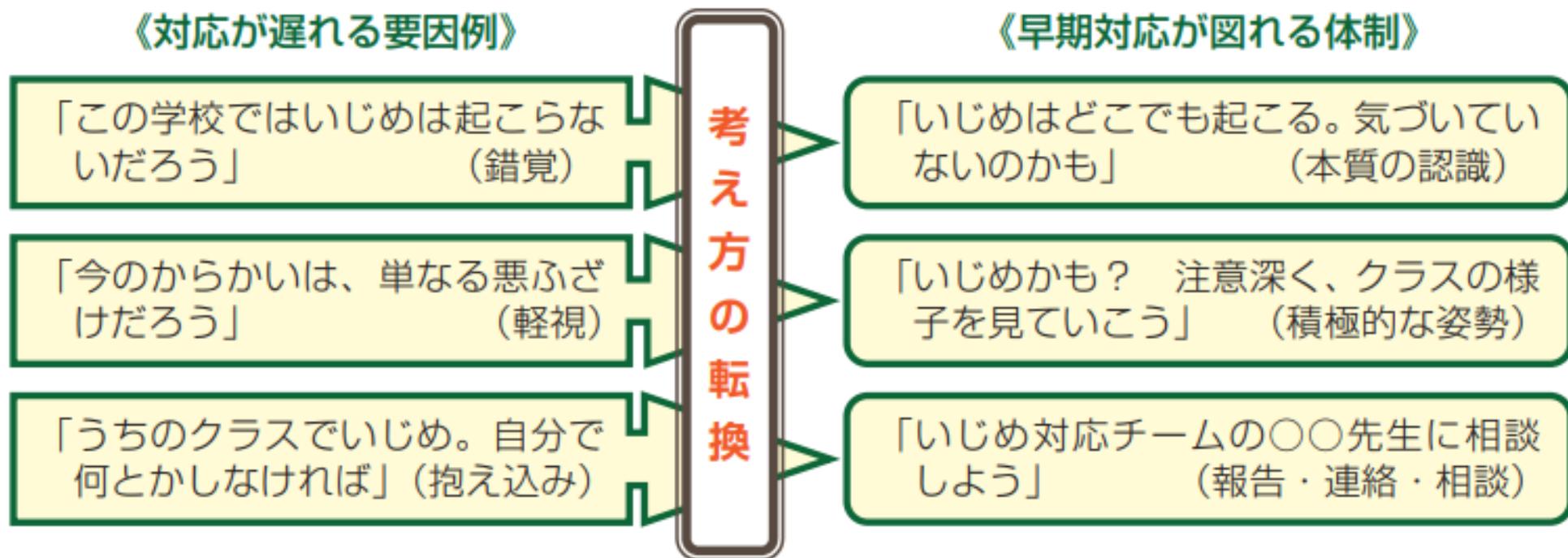
# 現代のいじめの特徴

<b>被害・加害の流動性</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>いじめは、特定グループが特定人を対象とすることで完結しない場合があります。</li><li>加害グループのの赤で加害者・被害者に分かれることもあります。</li><li>現在被害にあっている子ども・集団が、加害者・加害集団に転嫁して新たな被害者を作り出すこともあります。</li></ul>
<b>いじめの標的に誰でもなり得る</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>一部のいじめでは、いじめられる子に動作や反応の鈍さ、心身の障害、特徴的体格や性格などが見られることもありますが、そのような特徴が特にない子どもにもいじめが広がっていること、加害児童と被害児童とは竜頭できて状況に応じて立場が入れ替わることなどが判明しています。</li><li>個人の特徴等はいじめの「きっかけ」「口実」「言いがかり」に過ぎず、特定の性格を持った子どもだけでなく、誰もがその標的になり得ます。</li></ul>
<b>不可視性</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>いじめかどうかは被害児童の受け止め方により決まります。</li><li>内心では苦痛を感じていても、それを表に出さない子どもの場合、いじめを第三者が発見するのは困難を伴います。</li><li>被害児童は大人に相談することをためらい、自分自身で抱え込もうとする傾向があります。</li><li>加害児童は関係児童の口封じのために脅すなどいじめ発覚の阻止行動をとることもあります。</li><li>また、いじめは「遊び」「ふざけ」「けんか」などとの境界が曖昧な場合があり、さらにいじめは大人がいない場面で行われることが多いです。</li></ul>
<b>継続性・エスカレート</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>いじめは長期間続くことが少なくありません。</li><li>いじめが放置されているとふざけ型いじめが次第にエスカレートし、次第に脅し、ゆすり、暴力といった事態を発生させることもあり、結果として執拗・陰湿ないじめが継続することもあります。</li><li>ある被害事実が判明した場合、その背後に「継続したいじめがなかったか」「その後もいじめが継続していないか」という視点で、いじめの全容を把握する姿勢が大切です。</li></ul>
<b>被害児童の心理</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>被害児童の心理は抵抗しない、逃げない、訴えないというのが一般的で、逃げたりしたらよけいひどくやられると考えじっと耐えていることも少なくありません。</li><li>いじめられる側にも原因があるという考え方は被害児童の内面にも強く根付いていることもあります。</li></ul>

参考：日本弁護士連合会子どもの権利委員会『子どもの権利ガイドブック [第2版]』 [明石書店.2017] pp.32-35

# いじめに気づき、迅速に対応するための考え方の転換

- いじめへの迅速な対応が起こる場合の一例と、それを防ぐための考え方の転換について、兵庫県教育委員会のいじめ対応マニュアルには下図のように示されています。
- 現代のいじめの特徴や4層構造について把握したうえで、いじめについての組織としての捉え方をすり合わせていくとよいでしょう



(参考) 平成29年8月 兵庫県教育委員会：「いじめ対応マニュアル-すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるように-<改訂版>」, p12より引用

# いじめが起きた場合の基本的な対応の流れ

1

## いじめ情報のキャッチ

- いじめの兆候をキャッチしたら、一人で抱え込まずに即時職員間で共有し、組織的な対応を開始します。

2

## 正確な実態把握

- 当事者双方、周りの子どもからの聴き取りを個々に実施し、内容を職員間で共有します。
- 加害者と被害者、時間と場所、内容、動機等いじめの要因、いじめのきっかけ等背景、いじめが行われていた期間などを確認します

3

## 指導体制、方針決定

- 職員の役割分担、加害児童・被害児童に対してどのような指導、情報提供を行うか検討し、職員間で共有します。

4

## 子どもへの指導・支援

- いじめられた子どもを保護し、心配や不安を取り除きます。
- いじめた子どもに相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行います。
- 加害者支援の立場から、加害者の抱える課題にも目を向け、成長支援の視点を持ちます。

5

## その後の対応

- ①いじめに係る行為が止んでいること、②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと、左記2点が確認され、いじめが解消されたと判断されるまで継続的に当事者に指導や支援を行います。

(参考) 平成29年8月 兵庫県教育委員会：「いじめ対応マニュアル-すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるように-<改訂版>」, p10

# いじめが起きた場合の子ども、大人への対応

 **Point !** • 子ども同士のいじめが発生した場合は、「いじめられた子ども」「いじめる子ども」「まわりの子ども」の三者三様にケアを行います。

## いじめられた子ども等について

- いじめられた子ども、いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考える子どもを徹底して守り通すことを、子どもに対して言葉と態度で示しましょう。
- いじめられている子どもには、そのことを自分だけで悩むことはせず、児童指導員等に相談するように伝えましょう。

## まわりの子どもについて

- 「いじめは人間として絶対に許されない」ということを子どもたちに示しましょう。
- いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないという認識を持たせましょう。
- いじめを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を持たせましょう。

## いじめる子どもについて

- 心理的な孤立感・疎外感を与えることが無いように配慮しつつ、いじめの非人間性、いじめが他者の人権を侵す行為であることに気づかせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く行いましょう。

## まわりの大人たちについて

- いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるといった考えは持たないようにしましょう。
- 大人の何気ない行動が子どもに大きな影響を与えうることを十分留意し、間接的であれいじめを助長しないように留意しましょう。
- いじめが解決したとみられる場合でも、陰でいじめが継続している場合もあることを認識し、継続的な注意を払いましょう。

# 子ども間暴力が発生したときの対応フロー

<p>予防</p>	<p>問題行動の前兆の発見</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 日ごろから子どもの特徴や小さな変化を見逃さないようにする。</li> <li>• 苛立っている、皮肉屋になっている、人を見下す発言が増えているといったことはないか？</li> </ul>
<p>介入</p>	<p>暴力行為の制止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 加害児童に対しては複数の職員で対応。当該児童を分離して沈静化を図る。</li> <li>• 必要に応じてタイムアウトさせる。</li> <li>• 被害児童が近くにおいて加害児童の興奮が収まらない場合は被害児童を別の職員に任せてその場から離れさせる。関係のない人、凶器となる障害物は排除する。</li> </ul>
<p>事後処理</p>	<p>事後処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 加害児童と被害児童からそれぞれ別個に事情聴取をする。</li> <li>• 聴取の際は中立的立場をとり、事実と感情は分けて聴取する。</li> <li>• 詰問・糾弾しない。子どもの逃げ道をふさがない。</li> </ul>
	<p>緊急対応の協議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 管理者、発見者、加害・被害児童それぞれの担当職員、心理職職員などチームメンバーで今後の対策を協議する。</li> <li>• 問題をあいまいにせず、どのような指導・ケアを実施していくか、どのような生活上の対策を取るか協議する。</li> </ul>
	<p>全体会議</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全職員に対して問題行動の状況について報告。</li> <li>• 当該児童への支援方法の確認、指導方法についての統一を図る。</li> <li>• すべての子どもへの説明方法の確認。</li> <li>• 再発防止策の検討と実施。</li> </ul>
	<p>子どものケアと再発防止策の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 他の子どもへのケア             <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「観衆」「傍観者」を把握する</li> <li>✓ 現状の課題や問題点を伝え、再発防止策を表明する</li> </ul> </li> <li>• 被害児童へのケア             <ul style="list-style-type: none"> <li>• 安全・安心を最優先させる</li> </ul> </li> <li>• 加害児童へのケア             <ul style="list-style-type: none"> <li>• 同じ過ちを起こさないための対策を職員と一緒に考える</li> </ul> </li> </ul>

# 暴力発生時点での対応

## 1. 暴力行為の制止と安全確保

- 暴力行為は些細なものであってもその場で毅然と冷静に制止します。
- **可能な限り第三者となる複数の職員が介入**します。
- 他の子どもはその場から離し、安全を確保します。
- **加害児童に対しては、まずは口頭注意**により、暴力を制止します。
- **口頭注意で制止が出来ず、かつ暴力により暴れている子ども自身の安全が保てないと判断される場合は、最終手段として、予告の上でホールディング**を行います。
- 不適切なホールディングは職員・子どもともにけがをするおそれがあります。ホールディングを実施しなくてはならない場合は、**単独でホールディングを行うことは避け、訓練を受けた職員複数人で行います**。
- さらに、子どもの暴力が激しい、凶器を所持しているといった場合は警察へ通報します。

## 2. 対象となる子どもの沈静化

- **子どもが平静を取り戻すための介入を最優先**します。
- 暴力に及ぶ原因となった子どもや職員を遠ざけます。
- 力づくではなく、「ちょっとここを離れて話を聞かせてよ」などとおだやかに声をかけます。
- **対応する職員は自身の安全と平静を保ちます**

## 3. 対象となる子どもの沈静化後の対応

- **暴力に至った経過、理由、その後の感情を聴取**します。
- **感情そのものには共感しつつ、暴力行為は不適切であったこと、その他に取り得る行動があったことを伝えます**。
- 可能であれば被害児童に謝罪をさせます。
- 後日もう一度振り返りをするを伝え、安全確認の上日常生活に戻します。

## 4. ほかの子どもへの対応

- **ほかの子どもが暴力を見聞している場合は、適切に説明をする必要**があります。
- できるだけ間を置かず、関係した子ども全員に事実経過を説明します。
- 再発防止に向けて取り組む旨を伝えます。
- ほかの子どもから意見があれば丁寧に聴取します。

## 5. 最悪の場合

- (再掲) 子どもの暴力が激しい、凶器を所持しているといった場合は警察へ通報します。
- 必要に応じて、相談部門と協議の上、対象となる子どもの家庭裁判所送致なども検討します。

## 参考文献

---

- ・ 浅井春夫 編著：子どもの暴力対応実践マニュアル：児童福祉施設・児童相談所・学校. 建帛社. 2011
- ・ 埼玉県教育委員会：「I's 2019 ～いじめ・自殺・暴力行為対応ハンドブック～」 (平成31年3月)
- ・ 文部科学省 「学校におけるいじめ問題に関する基本的認識と取組のポイント」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/06102402/002.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06102402/002.htm)  
(2021/12/14参照)
- ・ 文部科学省 「いじめへの対応のヒント」  
[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/040/shiryo/06120716/005.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/040/shiryo/06120716/005.htm) (2022/2/24参照)
- ・ 兵庫県教育委員会：「いじめ対応マニュアル-すべての児童生徒が生き生きとした学校生活を送れるように-<改訂版>」 (平成29年8月)